

介護老人保健施設はとがみねのご案内

(重要事項説明書 令和6年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込に当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 はとがみね
・開設年月日	平成27年9月1日
・所在地	山口県熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77
・電話番号	0820-58-1111
・ファックス番号	0820-58-1120
・管理者の氏名	宮田 伊知郎
・都道府県知事指定番号	介護老人保健施設 (3557380031 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

①介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者様の居宅における生活への復帰を目的とします。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設はとがみねの運営方針]

当施設においては施設介護サービス計画に基づき、利用者様の能力に応じ自立した生活が営めるよう努めるとともに、地域や家族と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

②当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者様に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象にしていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者様の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果をしたものです。

◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者様の立場に立って運営しています。

(3) 施設の職員体制

従業者の職種	職員体制
管理者	1名
医師	1名以上
薬剤師	1名以上
看護職員	4名以上
介護職員	10名以上
支援相談員	1名
理学療法士及び作業療法士	1名以上
管理栄養士	1名
介護支援専門員	1名
事務職員	1名
その他職員	1名

(4) 職員の職務内容

- ・管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行います。
- ・医師は、利用者様の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- ・薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者様に対し服薬指導を行います。
- ・看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者様の施設サービス計画に基づく看護を行います。
- ・介護職員は、利用者様の施設サービス計画に基づく介護を行います。
- ・支援相談員は、利用者様及びその家族様からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画・指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行います。
- ・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- ・管理栄養士は、利用者様の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。
- ・介護支援専門員は、利用者様の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。
- ・事務職員は、基本理念・運営方針を具現化するコーディネーターであり、施設 QOL の追及のため資質の向上を図ります。
- ・その他職員は、リハビリに関する助手及び支援相談員等の助手業務を行います。

(5) 入所定員等

・定員 40名 (個室 4 室 4人室 9 室)

*入所希望の居室種類をお申し出ください。(ただし、利用者様の心身の状況や居室の空況によりご希望に沿えない場合もあります。)

*居室の変更

利用者様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、利用者様の心身の状況により居室を変更する場合がありますが、その際には、利用者様やご家族様と協議の上決定するものとします。

3. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

当施設の介護支援専門員が利用者様の生活が快適なものとなるよう施設サービス計画書を作成します。

② 食事

食事は原則として食堂でおとりいただきます。ただし、体調不良等により、食堂でおとりいただけない場合は、居室等でおとりいただくこともできます。

朝食	7時30分～	8時30分
昼食	11時30分～	12時30分
夕食	18時	～19時

③ 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者様には特別浴槽にて対応します。利用者様は週に最低

2回ご利用いただきます。ただし、利用者様の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。

④ 医学的管理・看護

医師及び看護・介護職員により利用者様の健康に留意いたします。

⑤ 介護

利用者様の心身の状況に応じて作成された、施設サービス計画に基づいて、適切なケアを提供いたします。退所時の支援も行います。

⑥ リハビリテーション

作業療法士等の職員による利用者様の心身の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下防止と個別の在宅環境に合わせた援助に努めます。

⑦ 相談援助サービス

利用者様およびご家族様からのご相談について誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ 理美容サービス

⑪ 行政手続代行

介護保険更新手続き・食事負担額減額申請等代行いたします。

⑫ その他

利用者様の機能低下の防止のため、できる限り離床に配慮します。また、清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります以下は1日当たりの自己負担分です。）

	1割負担		2割負担		3割負担	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護1	703円/日	777円/日	1,406円/日	1,554円/日	2,109円/日	2,331円/日
要介護2	748円/日	826円/日	1,496円/日	1,652円/日	2,244円/日	2,478円/日
要介護3	812円/日	889円/日	1,624円/日	1,778円/日	2,436円/日	2,667円/日
要介護4	865円/日	941円/日	1,730円/日	1,882円/日	2,595円/日	2,823円/日
要介護5	913円/日	991円/日	1,826円/日	1,982円/日	2,739円/日	2,973円/日

- ② 加算料金等(介護保険制度で定められたサービスの提供をした場合にそれぞれ利用料に加算されます。以下は1日当たり(療養食加算は1食当たり)の自己負担分です。)
- * 初期加算(Ⅱ) 30円
入所後30日間に限って加算されます。
 - * 認知症ケア加算 76円
認知症専門棟においてサービスを提供している場合に加算されます。
 - * 若年性認知症入所者受入加算 120円
利用者様毎、個別に担当者を定め、若年性認知症の利用者様を受入れした場合に加算されます
 - * 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円
医師が在宅での生活が困難であり、緊急に入所する事が適切であると判断した者に対し、施設サービスを提供した場合、入所後7日を限度に加算されます。
 - * 栄養マネジメント強化加算 11円
入所者様ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に加算されます。
 - * 療養食加算 6円/食
医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供する場合には加算されます。*
 - * 外泊加算
入所者様に対して居宅における外泊を認めた場合は1月に6日を限度として加算されません。
在宅サービスを利用しなかった場合 362円
在宅サービスを利用した場合(要相談) 800円
(外泊初日と最終日は除く)
 - * ターミナルケア加算(死亡日) 1,900円
 - * ターミナルケア加算(死亡日前日及び前々日) 910円
 - * ターミナルケア加算(死亡日以前4日以上30日以内) 160円
 - * ターミナルケア加算(死亡日以前31日以上45日以下) 72円
医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、かつターミナルにかかる計画を作成し、説明同意の上、ターミナルケアを行った場合に加算されます。
 - * サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18円
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に加算されます。
 - * 夜勤職員配置加算 24円
厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす場合に加算されます。
 - * 緊急時治療管理加算 518円
利用者様の病状が重篤になった際に緊急的な医療管理(注射、投薬、処置等)を行った場合に加算されます。
 - * 特定治療費 老人医科診療報酬点数表の点数×10円
高齢者の医療の確保に関する法律に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔または放射線治療を行った場合に加算されます。

(2) その他の料金

- ① 食費 1日当たり 1,445円
ただし、食事について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある食費の負担限度額とします。
- ② 居住費

- ・従来型個室 1日当たり 1, 668円
- ・多床室 1日当たり 377円

ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある居住費の負担限度額とします。

- ③ 理美容代 2, 200円
- ④ その他

※洗濯料金

個別 料金	タオル	44円	トレーナー	242円	月 極 料金	9, 350円
	バスタオル	88円	エプロン	44円		
	下着	121円	パジャマ	242円		
	ズボン	242円	スカート	242円		
	靴下	44円	靴	242円		

*洗濯の利用を希望される方は、入所契約時に利用方法をお選びください。

- ・おやつ代 204円/日
- ・日常生活品費 実費
- ・健康管理費 実費

(3) 支払い方法

- ・毎月10日に前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金でのお支払い、指定銀行口座への振込の2方法があります。入所契約時にお選びください。
- *振込先は請求書に記載してあります。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 医療法人 光輝会光輝病院
 - ・住所 山口県熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77
 - ・TEL 0820-58-1111
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 医療法人 光輝会光輝病院
 - ・住所 山口県熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77
 - ・TEL 0820-58-1111

◇他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇緊急時の連絡先緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項

当施設をご利用される皆様が、安全で快適に過ごすことができるよう、下記の事項をお守りください。

- ・面会は、午前10時から午後8時までにお願ひします。事情により時間外による場合は、職員に申し出てください。
- ・消灯時間は、午後9時となっております。

- ・外出・外泊は、所定の書式にて届出、許可を得た上でお願いします。
- ・飲酒・喫煙は、施設内ではお断りさせていただいております。
- ・火気の取扱いは、施設内ではお断りさせていただいております。
- ・宗教活動は、施設内では一切お断りさせていただきます。
- ・ペットの持ち込みは、お断りさせていただきます。
- ・設備・備品の利用は、ていねいをお願いします。万が一破損の場合は実費相当金額を頂くようになります。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、事前に許可されたもののみをお願いします。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則禁止とします。万が一盗難等おきた場合の責任は負いかねます。
- ・騒音等他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の利用者様の許可なく、その居室等に立ち入らないようにしてください。
- ・病状の悪化等による医療機関への入院や、他施設への入所となられた場合は退所となります。また、病状が安定され、再入所をご希望される場合におきましては、再度入所前調査を行い、再入所が可能かどうかを検討いたします。ただし、再入所が可能となった場合、同じ居室をご用意できかねることもありますのでご了承ください。
- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

7. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ・利用者様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ・利用者様の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、利用者様から聴取、確認します。
- ・利用者様が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ・利用者様に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保存するとともに、利用者様または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ・利用者様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者様または他の利用者様等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ・事業者及びサービス従業者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者様または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

8. 非常災害対策

- ・防災設備　　スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、室内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知器、非常用電源
- ・防災訓練　　年2回

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. 事故発生時の対応

当施設では、入所者様の安全・安心を第一義的に考え運営を行っておりますが、万が一事故発生した場合は、ご家族様等に連絡を行うとともに、施設内規定に基づき誠実に対応させていただきます。

1 1. 要望及び苦情等の申し出

当施設の提供するサービスに対しての要望または苦情等について、下記に申し出ることができます。また、備え付けの用紙や管理者宛の文書で、所定の場所に設置する「ご意見番」に投函して申し出ることもできます。お寄せいただいた要望、苦情等に対しては速やかに対応させていただきます。

- ・ 当施設
〒742-1193 山口県熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77
電話 0820-58-1111 (担当: 濱田 正文)

- ・ 各市町の介護保険担当課
平生町の場合 〒742-1101 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1
電話 0820-56-7115 (健康福祉課)

- ・ 国民健康保険団体連合会
〒753-8520 山口県山口市朝田1980番地7
電話 083-995-1010 (苦情相談窓口直通電話)

1 2. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。